

請求人  
(略)

広島市監査委員	佐 伯 克 彦
同	井 上 周 子
同	竹 田 康 律
同	星 谷 鉄 正

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成27年10月8日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

## 第1 請求の要旨

平成27年10月8日付けで提出のあった広島市職員措置請求書に記載された内容は、以下のとおりである。

広島市教育委員会に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

Aの亀崎中学校での平成20年3月から平成25年1月の間の横領の被害は学校納入金のみならず市の公金が含まれる疑いがあるので、これを調査し明確にせよ。

#### 概要

平成27年1月30日付でAが市立亀崎中学校に勤務していた平成20年3月から平成25年1月までの5年間にわたって、学校納入金300万円余りを横領していたとして懲戒免職処分となった。

学校納入金は私費であり、本件の被害者は保護者であり、市教委も刑事告訴ではなく刑事告発を行うと報道機関に発表している。市教委はこの横領事件での市の被害はないものと考えている。しかしながら、請求者が開示を受けた教職員の処分（案）には市の公金も被害にあったと思われる記載がある。

部分公開で非開示部分が多く、不明瞭であるが「未払金を発生させた」「他の費目からの目的外流用」や「正規の事務処理を怠っていた」などの記載がある。

「未払金を発生させた」横領だから給食費・諸費で発生するのは当たり前だが、わざわざ記載があるのは、それとは別の未払い金だと思われる。

「他の費目からの目的外流用」単純に学校納入金を横領したのならば、誤魔化す方法は入金と支払いの時間差を利用するだけである。Aは職中に25年4月に異動になり25年8月にAは未払いを私金で支払いを行った。そのため発覚したようだが、仮に全額支払えていれば横領にならない。学校納入金は私費で一時的に預かり支払いを代行するだけなので、支払いが完了すれば義務を果たしたことになる。不正経理といえるがそもそも罰する規則がない。寸借は信義則に反するが、それだけでは処分はできない。支払いに滞りがなければ被害がないので処分できない。だから経理操作は学校納入金だけの横領なら全く不必要だ。

しかしながら、本件は300万円という横領金額である。入金と支払いの時間差を利用するだけでは、どうにもならないケースもある。一時的に市の公金を流用する必要ができた。公金であるから会計規則もある。公金の場合は一時的であっても不法行為である。横領罪には未遂はない。着手した段階で既遂であり、公金を一時的に流用しても公金横領は成立する。

「正規の事務処理を怠っていた」学校納入金は私費で会計規則は定まっていない、正規の事務処理とは市の公金の処理に限られる。

この事件は正常な管理が行われていれば、起こりえない事件である。

5年にわたって横領が行われたこと、発覚後も処分に1年半かかるなど、市教委事務局・校長は不適格であるというほかない。

このような状態であるならば、本件の調査についても被害が公金であるか私費であるかの区別もでたらめに違いない。市の被害を保護者に押し付けた可能性もある。被害者である保護者はこの調査内容を知らされていない。

そもそも本件の被害者がなぜ保護者なのかがわからない。横領により未払いが起きた場合、未払いとなった支払先が被害者となるのが私には妥当と思う。市や校長の要請だとしても保護者が業者のためにあえて代弁し被害者となる必要がわからない。すべての保護者の同意は到底得られないと考える。

被害の実態を把握するには私費の被害は対象外だとしても、公金も含まれる疑いがある以上広島市監査委員による調査が必要である。

財務会計上の行為から1年以上経過して請求する正当な理由

横領の事実については、平成27年1月30日の公表まで市民には知らされていない。これは被害者とされている亀崎中学校の保護者に対してもだ。

対象職員

- B 教育長
- C 学校教育部長
- D 教職員課長
- E 教職員課 調整担当課長
- F 前教職員課 調整担当課長 現議会事務局 議事課課長
- G 前亀崎中学校校長 現二葉中学校校長

広島市の被害

横領の被害が単に私費であったか、市の公金も含まれるのかは明確にしなければ、正しい処分、今後財務会計上の再発防止策の作成などに悪影響を与える。

告訴告発は公務員の義務であり、これは市として厳格に守る必要がある。

犯罪事実の正確な申告は市の義務である。誤った不正確な告訴告発は市の財務会計上の行為への信頼にかかわる。

必要な措置について

横領被害を明確にし、必要ならば告訴を行え。

不適正な調査であるならば、関係者を処分せよ。

## 第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成27年11月4日に、同年10月8日付けでこれを受理することを決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年11月13日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から、同月11日に陳述を行わない旨の回答があったことから実施しなかった。なお、請求人から新たな証拠が提出されたが、従前の主張を特段補強したり、事実の証明を高めるものはなかった。

### 2 広島市長及び広島市教育委員会の意見書の提出及び陳述

広島市長及び広島市教育委員会に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成27年11月11日付け広市教学教第92号により意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

意見書の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 本市及び本市教育委員会の意見の趣旨  
請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。
- (2) 本市及び本市教育委員会の意見の理由  
本件措置請求の要旨は、おおむね次のとおりであると解される。

平成27年1月30日付でA（以下「対象職員」という。）が、亀崎中学校に勤務していた平成20年3月から平成25年3月までの5年間にわたり、学校納入金300万円余りを横領していたとして懲戒免職処分になった。

請求者が開示を受けた教職員の処分（案）には、「未払金を発生させた」、「他の費目からの目的外流用」、「正規の事務処理を怠っていた」など、市の公金も被害にあったと思われる記載がある。

については、①横領の被害は学校納入金のみならず市の公金が含まれている疑いがあるので、これを調査し明確にする、②5年にわたって横領が行われたこと、発覚後も処分に1年半かかるなど、教育委員会事務局・校長は不適格である、③被害者である保護者には調査内容が知らされていない、④横領被害を明確にし、必要ならば告訴を行う、⑤不適正な調査であるならば、関係者の処分を求めるとしている。

しかしながら、請求人のこの主張は誤った認識によるものであり、到底承服できるものではない。以下その理由を述べる。

#### ア 公金が含まれている疑いがあることについて

平成25年8月、亀崎中学校長が、対象職員による学校納入金にかかる不適切な事務処理があることを把握して教育委員会に報告し、これを受け教職員課等による学校納入金のほか対象職員が取り扱っていた公金である資金前渡金（出席負担金、通信運搬費（パスピー））に係る各種台帳や通帳等の確認、関係者への聴き取り等を行ったところ、対象職員が横領したのは学校納入金のみであり、横領額301万3,067円の中には公金は含まれていないことを確認している。

したがって、私金である学校納入金についてのみ、未払い金の発生や目的外流用があったものであり、公金に係る「未払い」、「他の費目からの目的外流用」、「正規の事務処理を怠っていた」という請求人の主張は、全くの事実誤認である。

なお、横領に伴い発生した業者への未払い金については、対象職員によりすべて完済していることを、銀行の振込金受取書の写し等で確認済みである。

#### イ 発覚後の処分に時間がかかりすぎていることについて

不適切な事務処理等の疑いがある場合は、対象職員の供述に加え、関係者への事情聴取及び関係書類の点検を行う必要があるが、特に懲戒処分に当たる場合は、事実確認を慎重かつ確実に行う必要がある。対象職員の処分に当たっても同様であり、事実確認のため当然に要した期間である。したがって、本市教育委員会になんら落度はない。

#### ウ 保護者に調査内容が知らされていないことについて

保護者への報告は懲戒処分を行った平成27年1月30日及び同年2月2日に行っている。なお、同年2月2日の報告では、給食費及び教材費として業者に支払うべきお金を支払わずに横領した事実も伝えている。

#### エ 告訴を行うことについて

刑事訴訟法第239条第2項「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」とされており、対象職員による横領について、所轄の警察署へ告発している。

#### オ 不適正な調査であれば関係者を処分することについて

前述ア及びイのとおり、対象職員の処分に関する調査については、関係者への事情聴取、関係書類の確認等を確実に行ったものであり、不適正な部分は一切ない。

### 3 監査対象事項

監査の対象事項は、以下の2点とした。

- (1) A元学校事務職員が亀崎中学校に在籍していた平成19年度から平成24年度に同校で職務として取り扱っていた公金について、同元事務職員による横領が行われ、そのことにより生じた市の損害が現存しているか。
- (2) 市の損害が現存しているにもかかわらず、債権回収を怠っている事実があるか。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

請求人から提出された事実を証する書類並びに広島市長及び広島市教育委員会が保有する関係書類の調査並びに関係職員からの聴取により、以下の点について確認した。

- (1) 亀崎中学校でA元学校事務職員が取り扱っていた公金について

ア 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第39条の「校長は、毎学年度の初めに、当該年度における職員の校務分掌を定めなければならない。」との規定に基づき、亀崎中学校長は平成19年度から平成24年度までの間の同元事務職員の校務の分掌を「財務、施設、学務、庶務及び学校評価委員会」と定めており、このうち財務事務である予算の執行において現金出納事務があった。

イ まず、収入に係る現金出納事務については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法により保護者が負担する日本スポーツ振興センター加入者負担金の収納事務があったが、これは養護教諭の分掌事務であり、同負担金の収納日計表においても養護教諭、教頭及び校長が取り扱っており、同元事務職員は関与していなかった。

ウ 次に、支出に係る現金出納事務については、支出の決定権限は校長ではなく教育委員会の各所管課長（学校事務センターにあっては、学校事務センター所長）にあり、原則として、学校職員を介して支払われる資金前渡金以外は直接債権者に支払われるため、学校において現金を取り扱うことはなかった。

エ 資金前渡は、支出の特例で一旦職員等に支払った上で、当該職員等が債権者へ支払う方法であり、平成19年度から平成24年度までの間の亀崎中学校における資金前渡によるものは、教育研究大会等の出席負担金の支払いとパスピーのチャージであった。

オ このうち出席負担金については、基本的には教育研究大会等に出席する教員本人の口座に直接振り込まれるが、一部については校長名義の口座に振り込まれるものがあった。この場合同元事務職員が口座から引き出し、対象教員へ現金を渡す事務を行っていた。

また、パスピーのチャージに係るものについても、同元事務職員が現金を口座から引き出し、チャージを行っていた。

- (2) 公金の横領の有無について

ア A元学校事務職員が取り扱っていた出席負担金については、平成22年度は15,000円（3件、5名分）、平成23年度は10,000円（3件、4名分）、平成24年度は16,300円（3件、5名分）があった。これらの出席負

担金については、通帳及び領収書の写しにより、いずれも資金前渡金が債権者へ支払われていることを確認した。

イ 次にパスピーのチャージ資金については、平成23年度に9,000円(1件)があった。これについては、通帳、精算書の写し及びプリペイド・カード出納簿兼使用簿(パスピー用)によりチャージされていることを確認した。

ウ なお、同元事務職員は、亀崎中学校に在籍していた平成19年度から平成24年度において、301万3,067円を横領したことにより懲戒免職となっているが、この横領された301万3,067円は、給食費、PTA会費、教材・実習費、生徒会費及び副教材費として保護者から預かった納入金の一部であり、これらは公金ではなく、また、上記のとおり資金前渡金等の公金が含まれていないことを確認している。

## 2 判断

1(2)のとおり、平成19年度から平成24年度の間亀崎中学校でA元学校事務職員が取り扱っていた公金について、同元事務職員による横領はなかった。

このため、市に損害が発生している事実はなく、また、市職員が債権回収を怠っている事実もない。

## 3 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由はないことから、本件措置請求について請求を棄却する。